

色彩基準の検討について

色彩基準を設定するに向けて、下記の項目に基づき、「中心市街地全体」及び「2軸の道路」の色彩基準を検討する。

- 1 道路舗装、道路工作物ともに、実態調査により得た、既に使用されている色彩を参考にする
- 2 道路舗装は、「伊丹市中心市街地トータルデザイン指針」に規定のあるグレー系の色彩（無彩色）で、かつ2軸の道路は、明度はN 6.5以下とすることを推奨しているため、これを参考にする
- 3 道路工作物は、連続する道路舗装の色彩の同系統の色彩となるように考慮する
- 4 道路工作物（1.5m以上）は、アイレベルよりも高いため、空に馴染むように低彩度、高明度の色彩とする
- 5 2軸の道路については、景観計画で規定する沿道建築物の色彩基準を参考にする

なお、道路舗装については、設定する色彩基準はあくまで基調色（外観の最も大きな面積を占め、配色の中心となる色）の基準であり、実際は一つの色彩に統一されるのではなく、適度に分節する、デザインを入れる等の飽きのこないデザインとすることが望ましい。

道路舗装について

中心市街地全体

既存の色彩の使用割合は、サンプルCの色彩が51%と一番高く、サンプルBの色彩が31%と2番目に高い。その他の色は、サンプルAが3%、サンプルDが15%である。

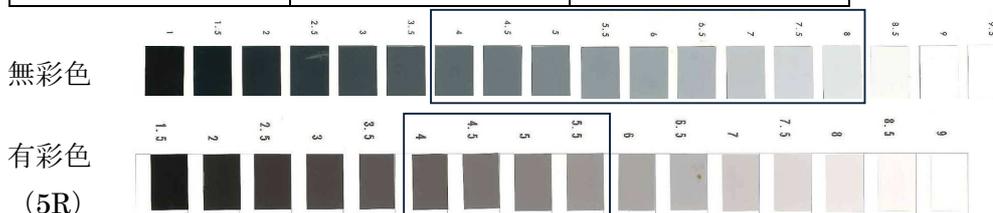
サンプルA、B、Cの色彩については、ともに彩度が1以下であり、「伊丹市中心市街地トータルデザイン指針」に規定のあるグレー系の色彩であると言える。

以上のことより、サンプルA、B、Cに使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路舗装の15%が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4以上8以下	—
有彩色	4以上5.5以下	1以下



2軸の道路

既存の色彩の使用割合は、サンプルCが52%、サンプルBが41%、サンプルAが7%となっている。

「伊丹市中心市街地トータルデザイン指針」では、照り返しがきつくなるためN6.5以下の色彩を使用することとなっている。

景観計画で規定する伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の色彩基準は、明度が6以上となっている。

トータルデザイン指針と景観計画の基準を適用させると、サンプルBの色彩（明度6以上6.5以下）が使用可能な色彩となる。しかし、2軸の道路における現状の道路舗装は、車道と歩道の両方がタイル等のアスファルト以外の仕上げとなっており、歩道と車道では色彩は統一しつつもある程度のコントラストを持たせたほうが、単調なデザインではなくすっきりしたデザインとなり、景観的には好ましい。

そのため、2軸の道路については、車道と歩道で分けて、色彩基準を設定する。

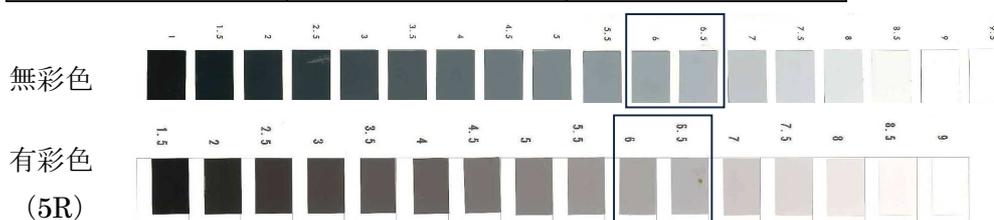
車道においては、道路空間の最も大きい面積を占めるため、照り返しがきつくないよう明度を6.5以下とし、また景観計画に規定のあるN6以上を採用する。そのためサンプルBで使用される色彩を色彩基準とする。

歩道については、中心市街地全体で使用できる、サンプルA、B、Cで使用される色彩を色彩基準とする。

現状使用されている道路舗装の色彩で既存不適格の色彩はない。

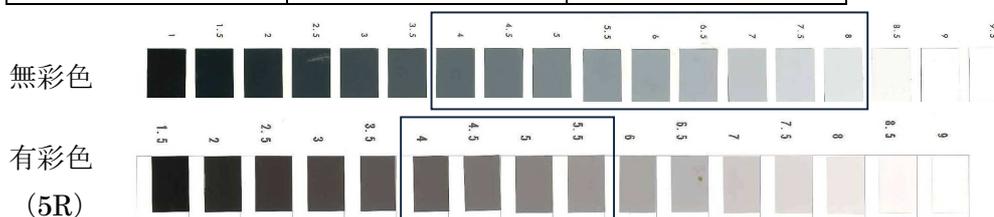
基調色の使用範囲（車道）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6以上6.5以下	—
有彩色	6以上6.5以下	1以下



基調色の使用範囲（歩道）

使用する色相	明度	彩度
無彩色	4以上8以下	—
有彩色	4以上5.5以下	1以下



道路工作物について (1.5m未満)

中心市街地全体

既存の色彩の使用割合は、サンプル4の色彩（7.5R～2.5Yの色相で明度2以上6未満、彩度2以下）が41%と一番高く、サンプル2の色彩（無彩色で明度6以上9未満）が29%と2番目に高い。

中心市街地全体の道路舗装で規定する色彩基準は、明度4以上で彩度は1以下であり、低彩度、中明度以上のものである。

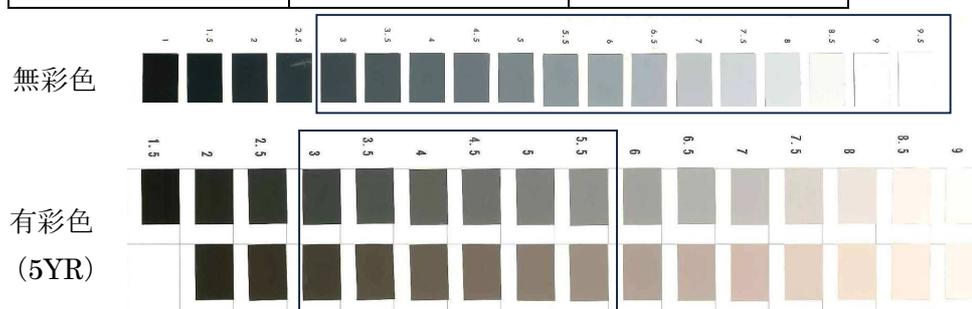
道路工作物（1.5m未満）は、視認性や安全性を考慮し、道路舗装とある程度色彩の違いを持たせる必要があるが、極端に違う色彩ではなく、道路舗装と同系統の色彩を使用することが好ましい。

既存の色彩においても周辺の色彩と大きく違った色彩を使用しているものは少なく、また既存のサンプル1～4の使用割合は93%であるため、サンプル1～4に使用している色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路工作物（1.5m未満）の7%が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3以上	—
7.5R～2.5Y	3以上5.5以下	2以下



2軸の道路について

既存の色彩の使用割合は、サンプル2の色彩が86%と一番高く、他のサンプルを大きく上回っており、サンプル4の色彩は使用されていない。

2軸の道路における道路舗装の色彩基準は、明度6以上で彩度1以下としており、低彩度で明るい色彩を規定している。

景観計画で規定する伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の色彩基準は、明度が6以上となっている。

2軸の道路においては、サンプル4の色彩は使用されておらず、また全体的に低彩度の色彩となっている。道路工作物（1.5m未満）においては、視認性や安全性を考慮する必要

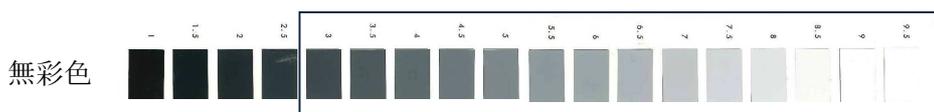
があるため、明度については幅を持たせ、彩度については無彩色で統一する。

そのため、サンプル1～3で使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

基調色の使用範囲

現状使用されている道路工作物（1.5m未満）の色彩で既存不適格と色彩はない。

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3以上	—



道路工作物について（1.5m以上）

中心市街地全体

既存の色彩の使用割合は、サンプル2の色彩が36%と一番高く、サンプル4の色彩が29%と2番目に高い。

中心市街地全体の道路舗装で規定する色彩基準は、明度4以上で彩度は1以下であり、低彩度、中明度以上のものである。

道路工作物（1.5m以上）は、アイレベルよりも高い箇所にあるため、空に馴染む高明度、低彩度の色彩が好ましい。

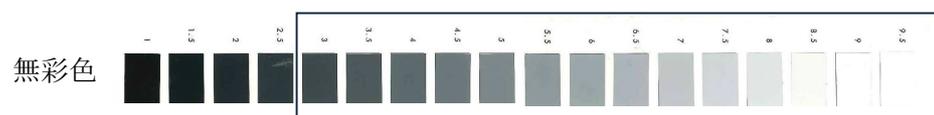
サンプル1～3は無彩色が使用されているため、無彩色が割合は全体の62%である。道路舗装で規定する色彩基準も彩度1以下であるため、道路舗装との連続性を考慮し、基調色の色彩基準は無彩色で規定する。

そのため、サンプル1～3で使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路工作物（1.5m以上）の38%が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	3以上	—



2軸の道路について

既存の色彩の使用割合は、サンプル2が37%と一番高く、次いでサンプル4が34%と2番目に高い。

2軸の道路における道路舗装の色彩基準は、明度6以上で彩度1以下としており、低彩度で明るい色彩を規定している。

景観計画で規定する伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区の色彩基準は、明度が6以上となっている。

道路工作物(1.5m以上)は、アイレベルよりも高い箇所にあるため、空に馴染む高明度、低彩度の色彩が好ましい。

全体的に高明度、低彩度の色彩を規定しており、1.5m以上の道路工作物についても高明度、低彩度の色彩に誘導することが望ましい。

そのため、サンプル2で使用されている色彩を基調色の色彩基準とする。

現状使用されている道路工作物(1.5m以上)の63%が既存不適格の色彩となる。

基調色の使用範囲

使用する色相	明度	彩度
無彩色	6以上8.5以下	—

